

大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村 意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

公告日：令和 8 年 9 月 25 日

届出年月日：令和 8 年 6 月 19 日

店舗名：ドラッグコスモス高松橋店

縦覧場所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦覧期間：令和 8 年 9 月 25 日から令和 8 年 10 月 26 日 まで

意見の概要：別紙のとおり

(実施要領様式第6号)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	



意見書

宮産第583号
令和8年9月10日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎市長 清山 知憲



令和8年6月24日付け25010-1100-4で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称:ドラッグコスモス高松橋店
所在地:宮崎市大塚町水流5163番1

- 2 意見
なし

3 留意事項

【地域安全課】

- 1 当該計画地の出入口と接続する道路は、朝夕の通勤、通学時間帯は交通量が多くなると予想される。
よって、工事関係車両の出入りの際は、路側帯手前での確実な一時停止及び路側帯上の安全確認を実施した後、通行車両の動静に留意しながら進行する等、交通事故防止に努めること。
また、一方通行道路へ側への出入りを行う場合は、道路幅員も狭いことから、最小限に努めるとともに交通規制を遵守すること。
- 2 車両により土砂等を運搬する際は、積載物の転落や飛散防止措置を講じること。
- 3 工事関係車両等を付近道路に駐車し、工事用の機材等を道路に置かないこと。
やむを得ず駐車等を行う必要がある場合には、警察署長の道路使用許可を得ること。

【循環社会推進課】

- 1 「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例」及び「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する規則」の規定により、事業用大規模建築物に該当するため、次の二つが義務づけられることに留意してください。
①事業系一般廃棄物減量計画書の提出(毎年1回、5月31日まで)
②廃棄物管理責任者の選任届の提出
- 2 「廃棄物に係る事項等」の「保管場所の位置・構造等」で記載されている保管施設の容量について、1日ごとの排出予測量を超える容量を有していますが、廃棄物収集業者や廃棄物処理業者の休業日等により2日以上廃棄物を保管することも考えられますので、保管施設以外の場所に廃棄物を保管することが無いようご留意ください。
なお、廃棄物保管室においては、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分を明確にし、それぞれが混入しないように適正に保管してください。
また、「廃棄物の運搬・処理計画」において生ごみ等の運搬は週7回で計画されていますが、これを市の一般廃棄物処理施設で焼却処理する場合、基本的に日曜日、祝休日は受入できませんので、その点もご留意ください。

【環境保全課】

- 1 設置する空調・冷凍冷蔵用屋外機等の送風機が騒音規制法第6条または宮崎市公害防止条例第18条に定める規定に該当する場合、必要な事項を届け出ること
- 2 事業場の所在地は第二種住居区域となっており、特定施設(騒音発生施設)を設置する場合は事業場から発生する音が騒音規制の対象となることから、搬入搬出や廃棄物 収集に伴う作業音の低減を定期的に指導し、近隣住民の生活環境の保持に努めること

【道路維持課】

道路構造物を変更する場合には、道路法24条の規定による道路工事承認申請書を提出すること。

【都市計画課 景観保全係】

屋外広告物に関すること
屋外広告物を設置する場合、「宮崎市屋外広告物条例」に基づく許可及び「宮崎市景観条例」に基づく届出が必要となる場合があります。

【建築行政課】

- 1 予定建築物の場合、建築確認申請のほか下記が必要になる場合があります。
- 2「建設リサイクル法」に基づく届出(工事着手7日前まで)

【公園緑地課】

建築行為や開発行為を行う場合、「宮崎市緑のまちづくり条例」に基づき設計・施工を行うこと。届出が必要な場合は、着手の30日前までに届出を行うこと。

文書取扱:経済部産業政策課
電話:21-1792